

大土 第1510号  
令和8年2月13日

株式会社 丸正精建  
代表取締役 大宮 正信 殿

宮城県知事 村 井



一般建設業の許可について（通知）

令和8年1月16日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知します。

記

許 可 番 号	宮城県知事 許可（般一7） 第 11200号
許可の有効期間	令和8年3月25日から令和13年3月24日まで
建設業の種類	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 水道施設工事業 解体工事業

（注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和13年2月22日  
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）